

第 22 回御嵩町農業委員会会議録	
1、招集年月日	令和 7 年 5 月 1 日
2、招集場所	御嵩町役場 2 階 第 1 委員会室
3、開会	午前 9 時 00 分
4、会議に付された件名	
議第 71 号	農地転用許可後の事業計画変更申請に対する意見について
議第 72 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について
議第 73 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について
5、事務局	事務局 長 大久保嘉博 事務局次長 伊 藤 博 之 書 記 宮 内 一 成
6、会議録署名者	6 番 山本 恵美雄委員 7 番 山本 康彦 委員
7、欠席委員	5 番 木島 和美 委員
会 長	ただ今の出席委員は、農業委員 14 名、農地利用最適化推進委員 4 名で定足数に達していますので、これより第 22 回御嵩町農業委員会を開会します。本日、5 番 木島 和美 委員から欠席の届が出ておりますので、報告いたします。 会議録署名者に、6 番 山本 恵美雄 委員、7 番 山本 康彦 委員を指名します。 それでは議題 71 号農地転用許可後の事業計画変更申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。
事務局	2 ページをご覧ください。議第 71 号 農地転用許可後の事業計画変更申請に対する意見について、別表のとおり農地転用許可後の事業計画変更申請があったので、委員会の意見を求めるものとする。3 ページをご覧ください。 (議案書 3 ページ朗読) 別添資料は 1 ページから 3 ページをご覧ください。以上です。
会 長	事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。1 号事案について 2 番田中 幹三郎委員 説明願います。
2 番田中幹三郎委員	2 番田中です。1 号事案について説明します。 尚、事務局より朗読のありました事項については省略します。 申請地の場所は中保育所より南西へ約 150 メートルのところ

	す。 本案件は私達の委員会において令和6年7月総会にて審議の結果、可決承認されたものです。そののち県に進達し、その後、令和〇年〇月〇日付けで県知事許可が下りていた5条申請の案件です。 この県知事許可が下りたのちに、当初3区画にて分譲する予定であったものを改めて、4区画に変更して分譲したいという、事業計画変更の申請です。 変更の理由としては、1区画あたりの販売単価を下げることで、販売しやすくなることが望めるため、とのことです。 事前説明は4月18日に行いました。現地確認は4月24日に実施しました。 現地確認の際に、4区画への変更後の西側2区画をまとめて購入したいという顧客があり、雨水ますの増設を行うかどうか検討中であるという旨の説明をさせていただきましたが、申請者代理人より、当初の変更計画の通り4筆に分筆し、4区画に整備し、雨水ますも増設することとしたいとの申し出がありましたので、現地確認の際に行った説明につきましてお詫びして訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。 施工時期は許可あり次第施工したいとのことです。費用は造成費の残余金があるため、新たな資金計画の必要はなく、昨年申請した通りの予算内で施工します、とのことです。 以上のことからわたくしは本申請内容について問題はないと思います。 説明は以上です。皆様のご審議をお願いいたします。
会 長	質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であるため、第3種農地に位置付けられます。以上です。
会 長	採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって1号事案は適当と認め進達します。 次に議第72号 農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。
事務局	4ページをご覧ください。議第72号 農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、別表のとおり農地法第5条第1項の規定により申請があったので、委員会の意見を求めるものとする。5ページをご覧ください。 (議案書5ページ朗読) 別添資料は4ページから11ページをご覧ください。以上です。

会 長	事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。 1号事案について8番 齊藤 貞子委員 説明願います。
8番 齊藤 貞子委員	8番 齊藤です。5条事案の説明をします。事務局から朗読のあった部分については、省略します。資料の4ページ～6ページをご覧ください。 申請地の場所は、名鉄御嵩駅から北西に300m程の所です。 4月17日（木）に行政書士の大口様と現地確認しました。転用の目的は、次のとおりです。 譲受人は申請地東側に自宅があります、申請地の西側には譲受人の実家あります。 申請地はすでに舗装がされており、現在も両方の家が進入路として利用されています。 譲渡人は、過去に申請地北側に住んでいて現在は取り壊され建て替える予定も無い為、申請地を利用することはありません。その為譲受人に贈与することになりました。 権利の種類は、移転・贈与。移転の時期は、施工済み。 権利の利用期間は、許可日から永年。資金調達、造成費用は贈与の為発生しません 転用することによって生ずる付近の土地・作物家畜等の被害防除の概要。 申請地の東側は宅地（一体利用地）、西側は宅地（一体利用地）南側は畑（現状は道路。） 雨水は自然浸透で処理し汚水は発生しません。 万が一、周辺に被害を及ぼした場合には自己責任において解決されます。 誓約書、委任状、届が遅れたことによる始末書・土地の登記記録全部事項証明書、土地台帳付属地図、土地利用計画図を確認しました。 4月24日（木）に地区担当委員、事務局、行政書士にて現地確認を行いました 以上から事案の申請内容に問題はないと思います。皆さんの審議をお願いします。
会 長	質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であるため、第3種農地に位置付けられます。以上です。
会 長	採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって1号事案は適当と認め進達します。 次に2号事案について13番 中川 洋二 委員 説明願います。

13 番 中川 洋二 委員	13 番 中川です。2 号事案について説明します。 事務局より説明のありました事項については省略します。資料 7 ～ 11 ページをご覧ください。 申請地は名鉄広見線、顔戸駅より西に 300m のところです。現況は畑。 西側 ○○番○ 329 ㎡ 東側 ○○番○ 13 ㎡となります。 権利を設定し、又は移転しようとする事由は一般個人住宅。 詳細については、使用借人は賃貸住宅で生活をしているが、家族の成長に伴い手狭となってきたため戸建住宅を建設することとした。 使用貸人は使用借人の義父にあたり、住宅建設の相談を受け、自身の所有する土地を無償で貸すことにしたものとなります。 資金調達については全額借入。 転用によって生ずる付近の概要については、北側は道・東側は町道、西側及び南側は貸人所有の畑の申請地残地です。 雨水については自然浸透で処理し、汚水は下水に接続し処理。万が一周辺に被害を及ぼした場合は自己責任で解決するとのこと。 申請書類については許可申請書、登記簿全部事項証明書、位置図、土地利用計画図、誓約書、委任状、を確認し、4 月 17 日に大口行政書士立ち合いにて事前の現地確認、4 月 24 日に現地確認を行いました。 以上のことから、2 号事案については問題ないと思います、皆さんの審議をお願いします。
会 長	質疑に入ります。質問はありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	申請地の農地区分につきましては、名鉄顔戸駅から 300 メートル以内の農地であるため、第 3 種農地に位置付けられます。以上です。
会 長	採決に入ります。2 号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって 2 号事案は適当と認め進達します。 次に議第 73 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について。を議題とします。事務局より朗読願います。
事務局	6 ページをご覧ください。議第 73 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について、別表のとおり農地法第 3 条第 1 項の規定により申請があったので、委員会の許可を求めるものとする。7 ページをご覧ください。 (議案書 7 ページ朗読) 別添資料は 12 ページから 26 ページをご覧ください。以上です。

会 長	事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。 1号事案について2番 田中 幹三郎委員 説明願います。
2番田中幹三郎委員	2番田中です。1号事案の説明をします。 事務局より朗読のありました事項については省略します。 この事案は令和〇年〇月の農業委員会総会におきまして、可決承認され許可済みとなっており、当時の申請では無償譲渡となっておりましたが、当事者間の協議により有償に変更することとなりました。 そのため譲渡人、譲受人双方の希望により、許可の取り消し願いが提出され、青木会長の裁定により以前の許可は取り消されました。 今回、無償譲渡ではなく、10アール（1反）当たり〇万円の売買による所有権移転の申請です。 7,822平方メートル、〇〇〇〇円での売買です。 現地の状況、農業機械の保有状況、農業従事者の方の状況、営農計画の妥当性についても、確認済みです。 本申請内容について、わたくしは問題ないと思います。以上です。
会 長	質疑に入ります。質問はありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	特にありません。
会 長	採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって1号事案は可決しました。 次に2号事案についてですが、〇〇委員に関係する内容ですので、農業委員会等に関する法律 第31条 議事参与の制限により、審議終了まで〇〇委員は退席をお願いいたします。 （〇〇委員退席）
2番田中幹三郎委員	2号事案について、2番 田中 幹三郎委員 説明願います。 2番田中です。2号事案について説明します。 事務局より朗読のありました事項については省略します。 4月24日の現地確認のちに各委員さんとともに申請地を確認して来ました。 申請地は東海環状道の建設に伴い、細長い水田が残ってしまった格好になっており、水稻を作付けするのは、小形の農業機械を使用するなどせねば耕作しにくく、水田として耕作していくのは難しいと思われます。 そのため〇〇さんは畑作物の作付けを予定されており、粳穀の投入等の準備をすすめておられます。

	また、農業機械の保有状況、農業従事者の方の状況、営農計画の妥当性についても確認しました。 以上のことからわたくしは本申請内容には問題ないと思います。
会 長	質疑に入ります。質問はありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか
事務局次長	特にありません。
会 長	採決に入ります。2号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって2号事案は可決しました。 審議終了いたしましたので、〇〇委員の着席を認めます。 (〇〇委員着席) これをもって本日の議題は全て終了いたしました。ありがとうございました。

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを証するために署名する。

令和 年 月 日

会 長

6 番

7 番